

平成18年6月期 第一級海上特殊無線技士 試験問題

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問 }

法規

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

- [1] 次に掲げるもののうち、無線局の免許状に記載される事項に該当しないものは、どれか。

1. 空中線の型式
2. 無線局の目的
3. 無線設備の設置場所
4. 通信の相手方及び通信事項

- [4] 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき、その無線局について総務大臣がとられることがある措置は、次のどれか。

1. 免許を取り消される。
2. 空中線の撤去を命じられる。
3. 臨時に電波の発射の停止を命じられる。
4. 周波数又は空中線電力の指定を変更される。

- [2] 次の記述は、船舶に設置する無線航行のためのレーダーの条件に関する無線設備規則の規定であるが、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「その船舶の無線設備、羅針儀その他の設備であって重要なものの□に障害を与え、又は他の設備によってその運用が妨げられるおそれのないように設置されるものであること。」

1. 操作
2. 装置
3. 機能
4. 設備

- [5] 船舶局が緊急通信を行ったとき、電波法の規定により免許人がとらなければならない措置は、次のどれか。

1. 総務省令で定める手続により総務大臣に報告する。
2. 速やかに所属海岸局長に通知する。
3. 無線検査簿に記載する。
4. 適宜の方法により総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に届け出る。

- [3] 次に掲げる者のうち、無線従事者の免許が与えられないことがある者はどれか、正しいものを次のうちから選べ。

1. 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
2. 日本の国籍を有しない者
3. 電波法の規定に違反し、3箇月以内の期間を定めて無線通信の業務に従事することを停止され、その停止の期間の満了の日から2年を経過しない者
4. 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者

- [6] 次の記述は、業務書類の備付けに関する電波法の規定であるが、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線局には、正確な時計及び□、無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。」

1. 免許状
2. 無線検査簿
3. 無線局免許申請書
4. 無線従事者免許証

法規

[7] 次の記述は、秘密の保護に関する電波法の規定であるが、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを□してはならない。」

- 1. 放送
- 2. 窃用
- 3. 記録
- 4. 公表

[8] 無線電話通信において、応答に際し 10 分（海上移動業務の無線局と通信する航空機局に係る場合は 5 分）以上経過しなければ通報を受信することができない事由があるとき、応答事項の次に送信することになっている事項は、次のどれか。

- 1. 「お待ちください」及び呼出しを再開すべき時刻
- 2. 「どうぞ」及び通報を受信することができない理由
- 3. 「お待ちください」、分で表す概略の待つべき時間及びその理由
- 4. 「どうぞ」及び分で表す概略の待つべき時間

[9] 船舶局が安全信号を受信したときは、電波法の規定により、どうしなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

- 1. できる限りその安全通信が終了するまで受信する。
- 2. 自局に関係のないものであってもその安全通信が終了するまで受信する。
- 3. 自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信する。
- 4. 一切の通信を中止してその安全通信を終了するまで受信する。

[10] 無線局が相手局を呼び出そうとするとき、遭難通信等を行う場合を除き、一定の周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならないが、この場合において聴守しなければならない周波数は、次のどれか。

- 1. 他の既に行われている通信に使用されている周波数であって、最も感度の良いもの
- 2. 自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数
- 3. 自局の付近にある無線局において使用する電波の周波数
- 4. 自局に指定されているすべての周波数

[11] 遭難通報を受信した船舶局は、直ちに誰にその通報を通知しなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

- 1. その船舶の責任者
- 2. 機関長
- 3. 通信長
- 4. 一等航海士

[12] 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について、国際電気通信連合憲章の規定に沿って述べたものであるが、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、□、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。」

- 1. 自国の領海で発せられた場合には
- 2. 公海で発せられた場合には
- 3. 自国の領海及び公海で発せられた場合には
- 4. いずれから発せられたかを問わず

平成18年 6月期

第一級海上特殊無線技士「法規」合格基準及び正答

1 試験問題 12問

2 満点及び合格点 満点 60点 合格点 40点

配点 1問5点

3 正答

問題	正答
[1]	1
[2]	3
[3]	4
[4]	3
[5]	1
[6]	2
[7]	2
[8]	3
[9]	3
[10]	2
[11]	1
[12]	4